

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間の変更【都市戦略局計画
部都市交通政策課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 3

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【消防局総務部総務課】 7

北九州市告示第 3 6 1 号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成 5 年北九州市規則第 2 9 号）第 2 条第 4 項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を変更するので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和 8 年 9 月 1 9 日	午前 7 時 3 0 分から午後 3 時まで 及び午後 8 時 3 0 分から午後 1 1 時まで
令和 8 年 9 月 2 0 日	午前 7 時 3 0 分から午後 1 時まで 及び午後 9 時から午後 1 1 時まで

北九州市告示第 3 6 2 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）
第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管した
ので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の
台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり

2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する
休日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転
車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過し
ても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分す
る。

別表

移動し、保管した自転車が 放置されていた場所	移動し、 保管した 自転車の 台数	移動し、保 管した年月 日	保管及び返還を行 う場所
門司区自転車放置禁止区 域外	4 台	令和 8 年 8 月 1 9 日	北九州市小倉北区 青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転 車放置禁止区域	1 3 台	令和 8 年 8 月 6 日	
	5 台	令和 8 年 8	

		月 1 7 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 8 年 8 月 2 5 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 8 年 8 月 4 日	北九州市小倉南区 下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 8 年 8 月 7 日	
	3 台	令和 8 年 8 月 1 3 日	
	2 台	令和 8 年 8 月 1 4 日	
	2 台	令和 8 年 8 月 2 0 日	
	3 台	令和 8 年 8 月 2 1 日	
	3 台	令和 8 年 8 月 2 7 日	
モノレール徳力嵐山口停留場周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 8 月 2 1 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 8 月 5 日	
	1 台	令和 8 年 8 月 2 4 日	
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 8 月 5 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 8 年 8 月 7 日	
	4 台	令和 8 年 8 月 1 7 日	
	3 台	令和 8 年 8 月 2 4 日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 8 月 2 0 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番

若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 8 年 8 月 1 4 日	三六自転車保管所
	3 台	令和 8 年 8 月 2 5 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 8 月 5 日	北九州市八幡西区 大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 8 年 8 月 2 0 日	
	1 台	令和 8 年 8 月 2 6 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 8 月 1 8 日	北九州市八幡西区 長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 8 年 8 月 2 6 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 8 年 8 月 3 日	北九州市八幡西区 大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 8 年 8 月 4 日	
	1 台	令和 8 年 8 月 7 日	
	3 台	令和 8 年 8 月 1 0 日	
	3 台	令和 8 年 8 月 1 2 日	
	2 台	令和 8 年 8 月 2 0 日	
	1 台	令和 8 年 8 月 2 1 日	
	1 台	令和 8 年 8 月 2 4 日	
	2 台	令和 8 年 8 月 2 6 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 2 台	令和 8 年 8 月 7 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番

J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 8 月 1 9 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 8 年 8 月 1 8 日	
	2 台	令和 8 年 8 月 2 7 日	

北九州市公告第 6 7 0 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
消防通信指令システム等更新整備事業構築監理業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市消防局総務部総務課
北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 8 年 9 月 4 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社トスコ 福岡営業所
福岡市中央区薬院一丁目 1 7 番 2 8 号 TOPPANビル 8 F
- 5 契約金額
6 , 2 0 5 万 8 , 7 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため